

保育士を目指す皆さん！

応援します！

保育士修学資金

貸付制度のお知らせ

無利子でお貸しします！

ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。

対象

対象の養成施設に入学を希望している方（詳しくは裏面をご覧ください。）

貸付額

最大 **160** 万円

貸付金の交付は入学後となります。

（借入れのお申し込み等の詳細については、ホームページをご覧ください。）

内訳

月額（在学中）

5 万円以内

年2回交付

+

入学準備金

20 万円以内

入学年度のみ

+

就職準備金

20 万円以内

卒業年度のみ

一定の要件を満たした場合には



全額返還免除



申込先は？

申請書に必要な書類を添え大分県社会福祉協議会にお申し込みください。

※（手引きや様式はホームページからダウンロードできます。）

「保育士修学資金貸付制度」を利用できる養成施設

児童福祉法に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校

大分県内に所在
する養成学校

- 学校法人 別府大学 別府大学短期大学部初等教育科保育・幼稚園コース
- 学校法人 溝部学園 別府溝部学園短期大学幼児教育学科
- 学校法人 扇城学園 東九州短期大学幼児教育学科
- 学校法人 後藤学園 大分保育専門学校
- 九州総合スポーツカレッジ幼児スポーツ学科

大分県外の養成学校でもご利用できます！

返還免除要件 ①～⑥の全ての要件を満たした場合に限ります

- ① 養成施設を卒業した日から **1年以内**に
- ② **保育士の資格**を登録して
- ③ **大分県内の保育所、認定こども園、幼稚園**などにおいて
(詳しくはお問合せください)
- ④ **5年間継続**して (過疎地域で従事した場合は3年間)
- ⑤ **保育士業務に従事**した場合



だいふくん
大分県協マスケットキャラクター

▶▶▶ 貸付金の金額が返還免除されます。

貸付決定方法

貸付申請の受付は、在学している高等学校等からの推薦を経て、大分県社会福祉協議会において行います。申込後、貸付の可否を決定・連絡します。

返還

返還の免除要件を満たさなくなった場合は、返還となります。また、返還期間内に返還されない場合には、延滞利子を徴収します。



その他の留意事項

- 貸付を受けるためには、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。また、申請者が未成年である場合には、あわせて決定代理人の同意が必要です。
- 貸付申請に必要な書類、要件などについては、大分県社会福祉協議会に確認してください。

◎お申し込み・お問い合わせ先

大分県社会福祉協議会 福祉資金部 (「保育士修学資金」担当係)
〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階
TEL : 097-515-7771 FAX : 097-515-7772



大分県社会福祉協議会 保育士修学資金

検索

<http://www.oitakensyakyō.jp/>